

相続の登記は司法書士へ

相続登記の申請が義務化されます

相談無料
秘密厳守

どうぞ
ご相談ください



2月は「相続登記はお済みですか月間」

ご自宅の名義が亡くなられた方のままということがございませんか。

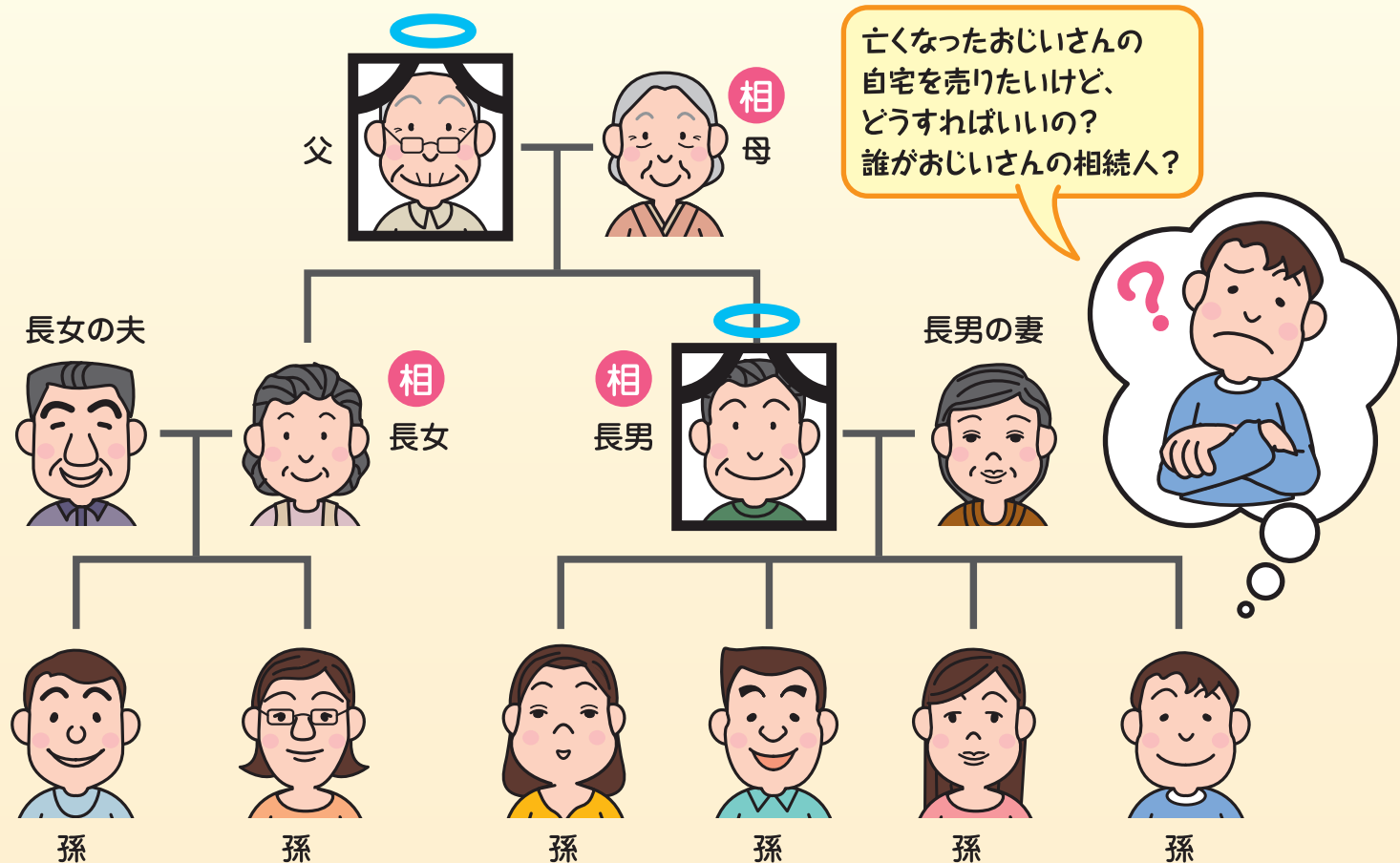
相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながるおそれがあります。

また、今年の4月1日から相続登記の申請が義務化され、正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料相談を行います。

お気軽にご相談ください。



相談会は、県内各司法書士事務所で行います。

ご予約はお近くの各司法書士事務所へ

各司法書士はこちら



<https://www.ssla.jp/list/>

QRコードでも検索できます



主催 島根県司法書士会